

## 1 4 保健衛生・廃棄物関係

## 感染症指定医療機関

## 第一種感染症指定医療機関

令和3年10月1日現在

指定医療機関名	所在地	電話番号	感染症病床数	設置名
県立信州医療センター	須坂市須坂 1332	245-1650	2床	長野県立病院機構

## 第二種感染症指定医療機関

令和3年10月1日現在

指定医療機関名	所在地	電話番号	感染症病床数	設置名
佐久総合病院佐久医療センター	佐久市臼田 197	0267-82-3131	4床	長野県厚生農業共同組合連合会
信州上田医療センター	上田市緑が丘 1-27-21	0268-22-1890	4床	国立病院機構
岡谷市民病院	岡谷市本町 4-11-33	0266-23-8000	4床	岡谷市
伊那中央病院	伊那市小四郎久保 1313-1	0265-72-3121	4床	伊那中央行政組合
飯田市立病院	飯田市八幡町 438	0265-21-1255	4床	飯田市
県立木曾病院	木曾町福島 6613-4	0264-22-2703	4床	長野県立病院機構
松本市立病院	松本市波田 4417-180	0263-92-3027	6床	松本市
市立大町総合病院	大町市大町 3130	0261-22-0415	4床	大町市
長野松代総合病院	長野市松代 183	278-2031	4床	長野県厚生農業共同組合連合会
県立信州医療センター	須坂市須坂 1332	245-1650	2床	長野県立病院機構
北信総合病院	中野市西 1-5-63	0269-22-2151	4床	長野県厚生農業共同組合連合会

## し尿処理施設及びし尿収集運搬車一覧表

## し尿処理施設

令和4年12月1日時点

処理場名	所在地	主体	処理能力	処理地区
長野市衛生センター 221-6746	長野市大字川合新田 2938	長野市	180kl/日	長野市（篠ノ井、 松代、川中島、若 穂を除く）
千曲衛生センター 272-0534	千曲市大字屋代 3119	千曲衛生施設組 合	310kl/日	長野市（篠ノ井、 松代、川中島）
須高衛生センター 245-1173	須坂市大字小山 2104-36	須高行政事務組 合	40kl/日	長野市（若穂）
犀峽衛生センター 262-2256	長野市信州新町日原 東 2263-3	長野市	27kl/日	(H26 休止)

## し尿収集運搬車

令和4年12月1日時点

車種	積載量 (t)	保有台数	管理者	電話
バキューム車	5.4	1 (緊急用)	長野市衛生センター	221-6746
	6.2	1	長野市生活環境協同組合 (組合員8業者)	232-4322
	3.7	11		
	3.5	1		
	3.4	1		
	3.0	17		
	2.7	5		

## 処理・処分施設及び収集車両一覧

## 処理・処分施設

- 長野市資源再生センター 長野市松岡二丁目 42 番 1 号 (221-5316)  
 ○長野市リサイクルプラザ 長野市松岡二丁目 26 番 7 号 (222-3196)

令和 4 年 12 月 1 日時点

施設	所在地	処理能力等	主体
資源化施設	松岡二丁目 42 番 1 号	170 トン / 5 h 不燃系 150 トン / 5 h 資源系 20 トン / 5 h 二軸式・回転式破砕処理 選別処理、鉄・アルミ圧縮処理	長野市
プラスチック製容器 包装圧縮梱包施設		10 トン / 5 h × 2 系列 油圧式、ラッピング + PPバンド	
ストックヤード	処理困難物の一時保管		
リサイクルプラザ	松岡二丁目 26 番 7 号	リサイクル啓発施設	

- 長野広域連合 長野市松岡二丁目 27 番 1 号 (213-5300)

令和 4 年 12 月 1 日時点

施設	所在地	処理能力等	主体
ながの環境エネルギーセンター	長野市松岡二丁目 27 番 1 号	[焼却炉] ストーカ式焼却炉 405 t / 日 (135 t / 日 × 3 炉) [灰溶融炉] 電気式 (プラズマ) 灰溶融炉 22 t / 日 × 2 炉	長野 広域 連合
ちくま環境エネルギーセンター	千曲市大字屋代 3088 番地	[焼却炉] ストーカ式焼却炉 100 t / 日 (50 t / 日 × 2 炉) [溶融炉] 燃料式溶融炉 (都市ガス) 10 t / 日 × 1 炉	
長野広域連合一般廃棄物最終 処分場 (エコパーク須坂)	須坂市大字亀倉 字北ノ山 850 番	一般廃棄物最終処分場 (オープン型) 埋立面積 16,700 m <sup>2</sup> 埋立容量 85,000 m <sup>3</sup>	

## 収集車両一覧

令和 4 年 12 月 1 日時点

車種	積載量 (t)	保有台数 (台)	管理者
パッカー車	2	25	長野市委託浄掃事業協同組合
	3	9	
	4	3	
	5	1	
	6	37	
	7	9	
	軽トラ	1	
平ボディー車	2	6	
	3	7	
	3.5	7	
	4	8	
	7	2	

## 【豊野地区】

車種	積載量 (t)	保有台数 (台)	管理者
パッカー車	2	5	信和建設(株)
	3	3	
	7	1	
平ボディー車	2	2	
	3	1	
	3.5	1	

## 【戸隠地区】

車種	積載量 (t)	保有台数 (台)	管理者
パッカー車	2	5	信和建設(株)
	3	3	
	7	1	
平ボディー車	2	2	
	3	1	
	3.5	1	

資料 14-3 処理・処分施設及び収集車両一覧

【鬼無里地区】

車種	積載量 (t)	保有台数 (台)	管理者
パッカー車	2	5	信和建設(株)
	3	3	
	7	1	
平ボディー車	2	2	
	3	1	
	3.5	1	

【大岡地区】

車種	積載量 (t)	保有台数 (台)	管理者
パッカー車	2	4	イコールゼロ(株)
	3	4	
	4	1	
	6	7	
	7	1	
平ボディー車	軽トラ	1	
	2	2	
	3.5	2	
	4	2	

【信州新町地区】

車種	積載量 (t)	保有台数 (台)	管理者
パッカー車	2	3	(株)伊藤商会
平ボディー車	2	1	

【中条地区】

車種	積載量 (t)	保有台数 (台)	管理者
パッカー車	2	3	(株)伊藤商会
平ボディー車	2	1	

## 災害時のし尿収集に関する協定書(長野市と長野市生活環境協同組合)

長野市(以下「委託者」という。)と長野市生活環境協同組合(以下「受託者」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という)が発生した場合、し尿等収集及び運搬業務について、し尿等の収集及び運搬業務委託契約書第19条の定めにより、次のとおり協定する。

- 第1 委託者は、長野市内で発生した災害で、し尿収集運搬に困難が生じる恐れがあると判断した場合は受託者に対し、し尿等収集運搬を依頼することができる。
- 第2 受託者は委託者に依頼を受けたときは、遅滞なく収集体制を整え委託者の指揮に従うものとする。
- 第3 委託業務の内容は、災害時におけるし尿等の収集及び運搬で長野市内全域とする。
- 第4 受託者は、作業実施後、災害時出動実績報告書、臨時作業券を速やかに委託者に提出するものとする。
- 第5 委託者は、取引に係る消費税及び地方消費税の額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定で算出し別途とし、次の額を受託者に支払うものとする。
- 1日・1台につき 12,400円
- 従量によるもの し尿等の収集及び運搬業務委託契約書第3条の規定に準じるものとする。
- 第6 委託者は、長野市契約規則第40条第9号の規定により、受託者が納付すべき契約保証金を免除する。
- 第7 この協定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- 第8 この協定に定めのない事項及び疑義については、委託者と受託者とが協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

委託者 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市

長野市長 荻原健司

受託者 長野市柳町2056番地  
長野市生活環境協同組合  
理事長 相原範六

## 災害時の廃棄物収集運搬業務に関する協定書

### (長野市と長野市委託浄掃事業協同組合)

長野市(以下「甲」という。)と長野市委託浄掃事業協同組合(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、住民の避難所、応急仮設住宅、臨時集積所等(以下「避難所等」という。)で応急的に必要となる廃棄物の収集及び運搬業務(以下「収集運搬業務」という。)について、次のとおり協定を締結する。

#### (協力の要請)

第1条 甲は、長野市内で発生した災害において、避難所等から発生する廃棄物の収集運搬業務を実施するために協力を求める必要があると認めるときは、分署により乙に協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出するものとする。

#### (協力の実施)

第2条 乙は、前項の規程により協力の要請を受けたときには、直ちに収集運搬体制を整え、甲の指示に従い、収集運搬業務を行うものとする。

#### (収集場所)

第3条 廃棄物の収集場所は、甲が指定する避難所等とする。

#### (業務内容)

第4条 収集運搬業務は、甲が別途定める「災害ごみ処理対応マニュアル」、又は甲が指示する方法により収集し、甲の指定する場所まで運搬するものとする。

#### (経費の負担)

第5条 第2条の規程により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費については、甲の定める基準により甲が負担するものとする。

#### (委託契約)

第6条 甲は、この協定書に定める業務について、災害の発生後速やかに乙と委託契約を締結し、当該契約に基づき委託料を支払うものとする。

#### (協定の効力及び更新)

第7条 この協定の期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、終了日前30日までに甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

#### (疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
長野市  
長野市長 鷲 澤 正 一 印

乙 長野市松岡二丁目 7 番 7 号  
長野市委託浄掃事業協同組合  
代表理事 柳 澤 賢 司 印